

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月25日
【会社名】	株式会社高島屋
【英訳名】	Takashimaya Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 村田善郎
【本店の所在の場所】	大阪市中央区難波5丁目1番5号
【電話番号】	06(6631)1101
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部財務部長 八木信和
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目12番10号
【電話番号】	03(3231)8723
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部財務部長 八木信和
【縦覧に供する場所】	株式会社高島屋日本橋店 (東京都中央区日本橋2丁目4番1号)
	株式会社高島屋京都店 (京都市下京区四条通河原町西入真町52番地)
	株式会社高島屋横浜店 (横浜市西区南幸1丁目6番31号)
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月25日開催の当社取締役会において、特定子会社の異動に係る決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 上海高島屋百貨有限公司
住所 : 中華人民共和国上海市長寧区虹橋路1438号
代表者の氏名 : 董事長 小 森 智 明
資本金 : 4億9,000万人民元
事業の内容 : 百貨店業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 4億9,000万人民元(うち間接所有分 : 4億750万人民元)

異動後 : (うち間接所有分 :)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100.0%(うち間接所有分 : 83.2%)

異動後 : (うち間接所有分 :)

(注) 「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「総株主等の議決権に対する割合」は出資割合を、それぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 上海高島屋百貨有限公司は上海市長寧区において百貨店「上海高島屋」を運営しておりました。「上海高島屋」は開業以来、本格的な日本型百貨店の実現を目指し現地顧客の支持を拡大してまいりましたが、売上は伸ばすものの、業態間競争の激化や隣地商業開発の遅延と変更により、当初計画には及ばず黒字化に至っておりませんでした。こうした中、昨年来の米中貿易摩擦の長期化による経済の停滞、個人消費の落ち込み等により、これ以上の事業改善が見込めないことから、当該子会社の解散および清算計画を決議いたしました。これに伴い「上海高島屋」は2019年8月25日をもって閉店する予定です。

異動の年月日 : 2019年8月25日(予定)

以 上